

受付

1.10.27

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日又は
その翌日の場合は、
その翌日)

目次
告示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険薬剤師の登録
肥料の登録の有効期間の更新
肥料の登録
土地改良事業計画の認定

告示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険薬剤師の登録
肥料の登録の有効期間の更新
肥料の登録
土地改良事業計画の認定

告示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険薬剤師の登録
肥料の登録の有効期間の更新
肥料の登録
土地改良事業計画の認定

告示

鳥取県告示第五五十七号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱 所 在 地
機関名 米子市道笑町二丁目一〇番地
法第三十七條第五項による申出の都道府県名 全国都道府県
申出の受理の年月日 昭和四十一年九月十二日

鳥取県告示第五五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 小田 耳聾咽喉科医院 鳥取市数片原町一九ノ七 耳聾咽喉科
 岡田医院 八頭郡那家町字花二九四 内科、外科、耳鼻咽喉科

鳥取県告示第五百五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

開設者氏名 指定年月日 採用点数表
 小田 昭 昭和四十一年十月一日 乙表点数表
 岡田不二雄 八日

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三二五号	梨完全複合肥料	窒素全量 一〇・〇 りん酸全量 七・〇 うらちく溶性りん 二・五 うらち水溶性りん 〇・八 加里全量 五・〇 うらち水溶性加里 四・八	東伯郡東郷町田畑三二番地 東郷農業協同組合 組合長理事 秋久 清二

鳥取県告示第五百六十一号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三三三三号	名和くみあい複合肥料	窒素全量 一六・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 五・〇 うらち水溶性加里 四・五	鳥取県鳥取市山根 誠治 名和くみあい複合肥料 組合長理事 山根 誠治

鳥取県告示第五百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十二日付けで東伯郡大栄町大字原一、一〇番地 沢住辰蔵ほか三十九人の者から申請のあつた農営で行なう土地改良事業(圃場整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業(圃場整備)計画書の写し。
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十月二十五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十五日付けで倉吉市不入岡三二一番地 兼中政雄ほか二十二人の者から申請のあつた農営で行なう久米ヶ原知地かんがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月二十五日

- 一 縦覧に供する書類の名称
久米ヶ原土地改良事業(畑地かんがい)計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十月二十五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所 大栄町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年一月二十六日付けで倉吉市不入岡三二一番地 兼中政雄ほか十七人の者から申請のあつた農営で行なう久米ヶ原圃場整備事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
久米ヶ原土地改良事業(圃場整備)計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所 大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年六月八日付けで倉吉市不入岡三二一番地 飯中政雄ほか十五人の者から申請のあった限営で行なう久米ヶ原開拓パイロット事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する事業の名称

久米ヶ原土地改良事業(開拓パイロット)計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所 大栄町役場

四 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定に基づき保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林については、その森林所有者が知れず又はその所在が不明であり、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を若狭町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の指定予定森林の所在場所並びに分明である最後の当該森林所有者の住所及び氏名

森林の所在場所

森林所有者

郡 町 大字 字 地 番

分明である最後氏名

八頭 若松 中原 外ノ岡 一三四七ノ三八

大田市東院川区 横田初枝

一三四七ノ三九

四中島町大丁目 一〇一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、東郷開票区を廃止し、米子市の区域に係る開票区の区域を次のとおり改めたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 市

郡市名	開票区名	区 域
米子市	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第十、第十一、第十二、第十三、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六及び第二十七の各投票区
	第二開票区	第五、第六、第七、第八、第九、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一及び第二十二の各投票区

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項の規定により、院長が不在者投票管理者となる病院を、次のとおり指定する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 市

病 院 名 所 在 地
医療法人十字会野島病院 倉吉市瀬崎町二、七(四番地ノ一)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一 日時 昭和四十一年十月二十八日 午後一時三十分
二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和四十二年度県立高等学校入学者選抜実施要項等について
2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十一年十月二十六日から施行する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 康

岩美郡福徳村大字湯山内 鳥取砂丘入口		
日野郡海口町大字白水大坂入口先	南方二〇メートルの地点	
	北方二〇メートルの地点	
日野郡日野町大字黒坂字後ヶ行岸一、九八六の一番地地先		二〇番地地先
		二〇番地地先
大字上菅野合内林一五八の三番地地先		
	カーブ南方二〇メートルの地点	
日野郡海口町白水カーブ南方二〇メートルの地点		
日野郡海口町大字根原カーブ南方三〇メートルの地点		
日野郡海口町大字根原カーブ北方三〇メートルの地点		
日野郡海口町根原カーブ南方三〇メートルの地点		
	カーブ北方三〇メートルの地点	
日野郡海口町根原一、一三一の四番地地先		
		海口町白水側
日野郡江府町大字佐川字小原一六の一番地地先		江府町大字佐川側
		海口町根原側
		江府町大字江尾側
		大字安原側
		大字安原側

3の項中	県道米子大山線 西伯郡伯仙町大字尾高字泉谷口二、二〇〇番地地先から西伯郡伯仙町大字尾高字門田一、七六四番地を経て西伯郡伯仙町大字下、郷字上河原四七四の一番地地先までの間	七六〇メートル	(ただし、第一種原動機付自転車を除く。)
	県道米子大山線 西伯郡伯仙町尾高字泉谷口二、二〇〇番地地先から同郡同町尾高字門田一、七六四番地を経て同郡同町下郷字上河原四七四の一番地地先までの間	七六〇メートル	(ただし、原動機付自転車を除く。)
	県道大山御机線 日野郡江府町大字吉原字鏡手大番地地先から同郡海口町大字内字榎水原一、〇六七番地の六地先までの間	三、〇〇〇メートル	
	県道大山御机線 西伯郡大山町大字尾越九四番地地先から日野郡江府町大字御机字三階平四二九番地の二地先までの間	五、六〇〇メートル	
5の項中	日野郡海口町大字白水字中河原二四三の二番地地先		伯備線日光橋りより出口
	西伯郡岸本町吉長五三の一番地地先		
	西伯郡岸本町吉長五四の二番地地先		
	西伯郡岸本町吉定四一一の一番地地先		
	日野郡海口町白水字中河原二四三の二番地地先		
	日野郡海口町海口三三三の三番地地先		
	日野郡江府町大字江尾九番地地先		
	日野郡江府町大字江尾二、〇一〇番地の二地先		
7の項中	岩美郡岩美町大字岩本一、一二四番地地先		
	一三三一番地地先		

を、に、を、に、を、を削り、及び、を、に改める、を、に改める、を

